

第 29 号議案

須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例の件
 須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例

須磨海岸を守り育てる条例（平成 20 年 3 月条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 [略]	第 1 章 [略]
第 2 章 [略]	第 2 章 [略]
第 1 節、第 2 節 [略]	第 1 節、第 2 節 [略]
第 3 節 海岸における行為制限 (第 21 条— <u>第 24 条</u>)	第 3 節 海岸における行為制限 (第 21 条— <u>第 23 条</u>)
第 3 章 雑則 (<u>第 25 条</u>)	第 3 章 雑則 (<u>第 24 条</u>)
第 4 章 罰則 (<u>第 26 条—第 30 条</u>)	第 4 章 罰則 (<u>第 25 条—第 29 条</u>)
附則 (許可等の基準)	附則 (許可等の基準)
第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可 又は第 7 条の承認を受けようとする	第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可 又は第 7 条の承認を受けようとする

者が次の各号のいずれかに該当する
場合においては、許可又は承認を
与えてはならない。ただし、第6号
又は第7号に該当する場合におい
て、市長が特に理由があると認め
るときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 第29条又は第30条の規定により
過料に処せられ、その処分のあつ
た日から起算して2年を経過しな
いとき。

(8) [略]

(航行の禁止)

第24条 何人も、法令に別に定めがあ
るもののほか、規則で定める区域内
において、推進機関として内燃機関
又は電動機を備える船舶のうち次に
掲げる船舶以外の船舶を航行させて
はならない。

(1) 漁船法（昭和25年法律第178
号）第2条第1項に規定する漁船

(2) 国又は地方公共団体が所有する
船舶

(3) その他市長が認める船舶

(施行細目の委任)

第25条～第28条 [略]

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当す
る者は、5万円以下の過料に処す

者が次の各号のいずれかに該当する
場合においては、許可又は承認を
与えてはならない。ただし、第6号
又は第7号に該当する場合におい
て、市長が特に理由があると認め
るときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 第28条又は第29条の規定により
過料に処せられ、その処分のあつ
た日から起算して2年を経過しな
いとき。

(8) [略]

(施行細目の委任)

第24条～第27条 [略]

(過料)

第28条 次の各号のいずれかに該当す
る者は、5万円以下の過料に処す

<p>る。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>第24条の規定に違反した者</u></p> <p><u>第30条</u> [略]</p>	<p>る。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>第29条</u> [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

理 由

須磨海岸の利用の適正化及び健全化を推進するに当たり、条例を改正する必要があるため。